

## 新宿区高齢者保健福祉推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられる環境づくりを整備し、ともに支え合う地域社会の構築の実現に向けて、区における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方やめざす取組みを総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、新宿区高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉にかかわる計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉にかかわる諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉にかかわる計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他高齢者保健福祉にかかわる施策の推進に関し、会長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (部会)

第5条 推進会議に部会を設置することができる。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、福祉部地域福祉課が担当する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉部長	（副会長）
地域文化部長	（委員）
勤労者・仕事支援センター担当部長	（委員）
健康部長	（委員）
都市計画部長	（委員）
企画政策課長	（委員）
生涯学習コミュニティ課長	（委員）
新宿未来創造財団等担当課長	（委員）
地域福祉課長	（委員）
障害者福祉課長	（委員）
高齢者サービス課長	（委員）
介護保険課長	（委員）
生活福祉課長	（委員）
保護担当課長	（委員）
健康推進課長	（委員）
副参事（健康企画・歯科保健担当）	（委員）
高齢者医療担当課長	（委員）
保健センター所長の職にある者のうち別に指定するもの1名	（委員）
住宅課長	（委員）